

ネーミングライツ・パートナー募集に関する質問と回答について 2 月 5 日まで受付けておりました質問事項について回答いたします。

質 問	回 答
<p>資料名：募集要項 項 目：3 愛称の表示等 (3) 愛称の表示箇所及び方法 質 問：企業ロゴマークや、字体、カラーコードを指定し、表示することは可能か。</p>	<p>・企業ロゴマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が、権利を有する登録商標であることが前提となります。</p> <p>・文字は、日本語及び英語アルファベットに限ります。</p> <p>・文字色は単色としてください。</p>
<p>資料名：募集要項 項 目：3 愛称の表示等 (4) 愛称表示に伴う費用負担 質 問：『契約期間終了後の原状復帰』はネーミングライツ・パートナーが費用負担となっているが、契約期間中にパンフレット等の新規印刷物を作成し、契約期間中に在庫として残り、次期契約期間に他社がネーミングライツ・パートナーとなった場合の名称変更にかかる費用負担者は。</p>	<p>在庫として残ったパンフレットは、既存パンフレットとして取扱う為、「赤穂市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集要項」3(4)の愛称表示に伴う費用負担のとおり、既存印刷物の名称変更は次期ネーミングライツ・パートナーの費用負担となります。</p>
<p>資料名：募集要項 項 目：3 愛称の表示等 (5) ネーミングライツに付帯する権利・特典 質 問：ネーミングライツ・パートナーとなった企業に対し、施設利用の優先権や使用料減免等の権利・特典の有無は。またその条件の検討は。</p>	<p>ネーミングライツ・パートナーとなった企業に対し、施設利用の優先権や使用減免等の権利・特典等についてはございません。</p>